

写

2013年5月14日

一般社団法人 日本発達障害ネットワーク 理事長 市川 宏伸 様

質問者 [REDACTED]

〒 [REDACTED]

TEL/FAX [REDACTED]

前略

別添の公開質問書（質1～質4）へのご回答をお願いいたしましてから、早いもので3年に近い時間が経過しております。残念ながら、本日に至るも明確なご回答はおろか、質問書を受理されたことのお返事すらいただいておりません。

来る2013年5月末日までに、是非とも書面にてご回答いただきますよう、お願い申し上げます。なお回答の有無にかかわらず、広く一般に公開することを前提でおりますので、ご承知おきください。

草々

2010年6月4日

JDD ネット政策委員長辻井正次名の「JDD ネット加盟当事者団体の皆様へ」に関する公開質問書

全国LD親の会事務局員の[]と申します。今回は個人の立場での質問をいたしたく、ご回答頂きますようよろしくお願い申し上げます。

本来は、JDD ネット政策委員長へ直接お問い合わせすればよいのですが、連絡先不明につき、こちらへお問い合わせ致しました。

以下、先日「JDD ネット政策委員長 辻井正次」名で公開された、下記の「JDD ネット加盟当事者団体の皆様へ」という文書についての質問です。

http://jddnet.jp/index.files/archives2010/pdf/20100527_onegai.pdf

1. ご承知のように、障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と国（厚生労働省）との間での基本合意文書（2010年1月7日）が取り交わされ、障害者自立支援法違憲訴訟を受けた国側が「和解」に応じたということは、障害者自立支援法そのものが憲法違反であるということ为国自らが認めたものと考えられます。このことについて明確な見解をお示してください。
2. 「一部の障害者団体が反対の意向表明を、一部の政党の新聞などのキャンペーンとしてやっています。本当に悲しい事態です」との文言があります。JDDネットとして、これら「一部の障害者団体や一部の政党」に対し何らかの意見交換を行ったのか、あるいは意見書なり、抗議文なり送付した事実はあるのかお知らせください。また、JDDネットとして、これら団体・政党の具体的名称について承知しているか、お示してください。
3. JDDネットとしてプレス発表及び記者会見をされたと聞いています。プレス内容、プレス用資料、日時、会場、参加報道機関名等の公開をお願い致します。その際どのような質疑がされたのかも、公開願います。
4. 日本障害者協議会（JD）からは、障害者自立支援法一部「改正」案の廃案を求める緊急抗議声明が提出されています。聞き及ぶところではJDDネット傘下の団体代表が5月29日開催されたJDの協議員総会に出席されたとのことですが、この席上でこの「改正案」について何らかの意見表明をされたのでしょうか。また表明されたとすれば、それほどのような内容なのでしょうか。そして、この「緊急抗議声明」についての見解をお示してください。
5. 現在、「JDD ネット加盟当事者団体の皆様へ」という文書は、JDDネットホームページから「削除」されています。何時どのような判断で削除されたのでしょうか。お知らせください。

以上、可及的速やかにご回答頂きますよう、よろしくお願い致します。なお、回答につきましては全て公開とすることで、ご了解ください。私の氏名については公開してかまいませんが、メールアドレス等については非公開でお願い致します。

質問者 []

〒 []

TEL/FAX []

写

JDD ネット代表田中康雄名の「障害者関係法案賛成の要請文」に関する公開質問書

全国LD親の会事務局員の[]と申します。今回も個人の立場で質問させていただきます。本日（6月4日）付けで発出された、「障害者関係法案賛成の要請文」についての質問です。

田中康雄代表の連絡先が不明ですので、こちらへ送付しました。なお、「要請文」を添付します。以下質問事項ですが、回答につきましては広く公開することを前提でお願い申し上げます。

1. 要請文中に「法案に反対する声の中でも、内容的に問題がないとする意見が多く聞かれます」とありますが、具体的には「誰が」「何時」「何処で」「どの様に」発言したものを指すのでしょうか？明確にお示しください。
2. 要請文中に「障害者自立支援法違憲訴訟原告団と国との基本合意や、障がい者制度改革推進会議や総合福祉部会における検討との関係に疑問の声があるものと理解しております」とありますが、「どの様な理解」をされたのでしょうか？そもそも「違憲訴訟」された法律（自立支援法）であって、しかも国側から和解を求めて和解したわけですから、事実上「憲法違反」であることを国が認めたわけです。しかも、今回の「改正」案提出は、鳩山内閣末期のいわゆる党利党略による与野党間（一部政党除く）での談合の産物と見るべきであり、単に「発達障害」の文言が記載されるからと言う、無見識な賛意の要請はできないはずです。この点について、明確にお答えください。
3. 要請文中に「上記の基本合意に反するものではないことを国会での与党の答弁でも確認いただいております」とありますが、肝心の「障害当事者」からは確認がとれているのでしょうか。もし取れているというなら、何故多くの障害者当事者団体等から強い抗議の声が上がっているのでしょうか。明確にお答えください。

以上、国会会期も迫っておりますので、可及的速やかにご回答くださるよう、お願い致します。

質問者 []

〒 []

TEL/FAX []

2010年6月4日付

写

障害者関係法案賛成の要請文

平成 22 年 6 月 4 日

様

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案」をぜひ今国会で成立させて下さい

日本発達障害ネットワーク
代表 田中 康雄

表記の法案は、地域において適切な支援が受けられず、困窮している発達障害のある人およびその家族にとって、一日も早く成立することを待ち望んでいたものです。ぜひ今国会で成立させて下さい。

この法案の内容につきましては、平成 20 年度に障害者団体が参加し審議された社会保障審議会の答申を受けて、平成 21 年度に作られた法案を受け継ぎ、さらに改良したものとなっています。法案の内容は、全ての要望に応えたものではありませんが、少なくとも現行の障害者自立支援法や児童福祉法等の問題点や課題を修正し、喫緊の課題に応えたものとなっています。

特に、骨子案にある「障害者自立支援法のサービスをより受けやすくする観点から、発達障害者が障害者の範囲に含まれることを法律上明示する」につきましては、予算措置等で対応できるものではなく、法律に明記することにより、各地域における実際の支援が名実ともに進むことが期待されるものであり、発達障害のある人やその家族、関係者が長年待ち望んで来たものです。ぜひ今国会で成立するようお願いいたします。

この法案は障害者が参加して審議された平成 20 年 12 月の社会保障審議会の答申を基にしており、障害者団体の意見を十分に聴いて作られた法案で、不十分な点はあるとしても、現状より大きく前進するものであり、法案に反対する声の中でも、内容的に問題がないとする意見が多く聞かれます。

一方、本法案につきましては、手続きや進め方の面で、「障害者自立支援法違憲訴訟原告団」と国との基本合意や、障がい者制度改革推進会議や総合福祉部会における検討との関係に疑問の声があるものと理解しております。しかし、本法案は、「障害者自立支援法違憲訴訟原告団」と国との基本合意を順守することを前提としたつなぎ的な法案であること、障がい者制度改革推進会議における検討を第一義としつつ、その結論が出るまでの緊急的かつ時限的な法案であり、上記の基本合意に反するものではないことを国会での与党の答弁でも確認いただいております。

私どもとしましても、「障害者自立支援法違憲訴訟原告団」と国との基本合意の順守、障がい者制度改革推進会議や総合福祉部会における検討が尊重されることを願っておりますので、本法案が成立しましても、それらが妨げられることがないよう対応をお願い申し上げます。

私たちは、将来的には、日本中のどこに住んでいても、谷間がなく全ての障害のある人が、個々のニーズに合わせた適切を受けられる社会の実現を望んでいます。障がい者制度改革推進会議や総合福祉部会において、当事者参加の下、広く意見を聴き、しっかりとした制度が作られることを願っています。

地域において、支援を受けられず苦しんでいる多くの発達障害のある人が、法案の成立を待ち望んでいます。ぜひ、今国会で成立するよう、ご尽力をお願いいたします。

以上

写

2011/10/12

一般社団法人日本発達障害ネットワーク副理事長
NPO 法人全国LD親の会理事

山岡 修 様

公開質問書

質問者

〒

TEL/FAX

2011年5月27日に開催された、「特別支援教育の在り方に関する特別委員会（第10回）」での、山岡委員の発言内容に関しまして、質問させていただきます。なお、国の審議会という公的な場所での発言でありますので、公開質問とさせていただきます。ご回答いただけますようよろしくお願い申し上げます。

公開された議事録（以下URL）によりますと、山岡委員は次のような発言をされています。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/siryo/1311246.htm

【山岡委員】今日はありがとうございました。これは実は、それかどうか分かりませんが、私が去年、この委員会の中で、この特別委員会の検討は障害者の権利条約の批准に向けた検討でもありますし、各国で批准されている国も結構あるので、各国の状況や批准に向けた検討状況についてぜひ調べて教えていただきたいということを申し上げて、今日はそれを果していただけたということだと思いますので、非常にありがたかったと思います。ありがとうございました。

何となく日本ではわりとこういう障害者の権利条約について厳密に考えて、こうしないと批准しやいけないのではないかとというところがありますが、比較的各国の状況を見ると、あまり厳密に考えていない国もあり、そこまでまじめに考えなくていいのかなみたいなのところがちょっと見られておもしろいなと思いました。

この第二段落部分での、

「何となく日本ではわりとこういう障害者の権利条約について厳密に考えて、こうしないと批准しやいけないのではないかとというところがありますが、比較的各国の状況を見ると、あまり厳密に考えていない国もあり、そこまでまじめに考えなくていいのかなみたいなのところがちょっと見られておもしろいなと思いました。」

の発言の真意及び意図などについてご教示ください。

つまり、日本でも海外に見習って（？）、障害者の権利条約の批准に関しては「厳密に考えず」、そしてあまり「まじめ」に考えずに進めていけばよろしい。

と言うことなのでしょうが、真意のほどを是非ともご教示頂きたいとお願い申し上げます。ご回答は、2011年10月末日までに電メールで頂けると幸いです。

なお、委員からの回答の有無にかかわらず、結果につきましては広く公表させていただきますことを、念のため申し添えておきます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

【質 3】

写

2011年12月4日

一般社団法人 日本発達障害ネットワーク 理事長 市川宏伸 様

質問書

質問者

〒

TEL/FAX

平素より当事者・保護者の立場に立った支援の充実に向け、活動を進められていることにつきまして感謝申し上げます。

さて、貴団体が2009年7月2日付けで文部科学大臣宛に提出された要望書（別添1）に関して、下記のご質問をさせていただきます。ご多忙中とは存じますが、可及的速やかにご回答いただけますようお願いいたします。なお、この質問書及びご回答につきましては、以下URLにて公開とさせていただきますので念のため申し添えます。

<http://koukaishitsumon.web.fc2.com/>

記

1. 要望書提出の際に貴団体理事でNPO法人エッジ代表藤堂栄子氏が、独断により要望書に係わる添付資料（以下藤堂文書）を提出したという事実について承知されているか。また、その内容については承知されているか。
2. 藤堂文書の存在と内容については、貴団体副理事長山岡修氏及び代議員NPO法人全国LD親の会理事長内藤孝子氏も承知していたという事実については、何らかの報告または会としての調査がされているか。
3. 藤堂文書の内容及びその提出経緯について、貴団体としての見解を示されたい。
4. 藤堂文書の内容開示を求めているが、いまだに実現していない。貴団体の責任に於いて早急に開示されたい。

以上

付記

私は障害者放送協議会著作権委員会委員長としてまた全国LD親の会事務局員として、著作権法改正に係わる文部科学大臣宛要望書の原案作成責任者の立場におりました。

私からの要請を受けてNPO法人全国LD親の会は、文部科学大臣宛要望書（別添2）を2009年7月9日付けで提出しております。

要望書の日付が前後していますが、貴団体の要望書はこの全国LD親の会のものを下敷きとされており、障害者放送協議会著作権委員会委員長である私から、貴団体副理事長山岡修氏を通じての要請（別添3）に応じられたものであり感謝の意を表します。

しかしながら藤堂文書の存在は、このような団体間の相互信頼関係や協力関係を破壊しかねないものであり、一刻も早く解決されるべき問題と考えるところです。

山岡修氏、内藤孝子氏、藤堂栄子氏らへは、それぞれ要請をしてきたところですが、今日に至るも一切の返答がないため、やむなく今回の質問書の提出となったものです。

以上質問書の趣旨ご理解のうえ、よろしくご回答くださるようお願い申し上げます。

平成21年7月2日

文部科学大臣
塩谷 立 殿

要 望 書

日本発達障害ネットワーク
代表 田中 康雄

平成20年9月17日、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」が施行され、あわせて「著作権法第33条の2」も改正され、LD等の発達障害のある児童生徒が学習できるように、適切な配慮がなされた検定教科用図書等の普及のために必要な措置が講ぜられることとなりました。

しかしながら特別支援教育の現場において、LD（学習障害）やディスレクシア（読字障害）等の発達障害のある児童生徒に対しての情報保障はまだまだ不十分であり、適切な配慮がなされた検定教科用図書等の提供もほとんどなされていないのが現状です。

また、第171国会において、去る6月12日障害者の情報格差是正等を目的として「改正著作権法」が成立し、平成22年1月1日より施行されることとなりました。今回の改正は日本政府として批准を目指している、「国連障害者の権利条約」の趣旨をふまえたものとも言われております。つきましては、LD等の発達障害のある児童生徒の情報保障や学習権保障の観点から、下記のとおり要望します。

記

1. 発達障害のある児童生徒の中には、「視覚や聴覚による表現の認識に障害がある」場合があることら、今回の改正著作権法で規定されている、「視覚障害者等」「聴覚障害者等」の範囲について、政省令による規定および運用に際しては、発達障害を含め、対象を極力広く捉えるよう配慮すること。
2. 「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」に則り、発達障害のある児童生徒のための、バリアフリー化された教科用特定図書の普及のための予算措置を行うこと。（特に義務教育段階においては、無償給与のための予算措置）
3. 発達障害のある児童生徒のための教科用特定図書に関する調査研究を引き続き拡充して実施すること。
4. 検定教科書のデジタル化、テキスト化、デイジー化については、製作には多大な労力と資金が必要なことから、需要に追い付いていない状況にある。これらに積極的に取り組むとともに、国立国会図書館で計画されているデジタルアーカイブ事業と連携し、同図書館に納本済みとなっている検定教科書のデジタル化に取り組むこと。

以上

平成21年7月9日

文部科学大臣
塩谷 立 殿

要 望 書

特定非営利活動法人全国LD親の会
理事長 内藤 孝子

平成20年9月17日、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」が施行され、あわせて「著作権法第33条の2」も改正され、LD等の発達障害のある児童生徒が学習できるように、適切な配慮がなされた検定教科用図書等の普及のために必要な措置が講ぜられることとなりました。

しかしながら特別支援教育の現場において、LD等の発達障害のある児童生徒に対しての情報保障はまだまだ不十分であり、適切な配慮がなされた検定教科用図書等の提供もほとんどなされていないのが現状です。

また、第171国会において、去る6月12日障害者の情報格差是正等を目的として「改正著作権法」が成立し、平成22年1月1日より施行されることとなりました。今回の改正は日本政府として批准を目指している、「国連障害者の権利条約」の趣旨をふまえたものとも言われております。つきましては、LD等の発達障害のある児童生徒の情報保障や学習権保障の観点から、下記のとおり要望します。

記

1. LD等の発達障害児者の中には、「視覚や聴覚による表現の認識に障害がある」場合があることから、今回の改正著作権法で規定されている、「視覚障害者等」「聴覚障害者等」の範囲について、政省令による規定および運用に際しては、発達障害児者を含め、対象を極力広く捉えるよう配慮すること。
2. 「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」に則り、LD等の発達障害のある児童生徒のための、バリアフリー化された教科用特定図書の普及のための予算措置を行うこと。（特に義務教育段階においては、無償給与のための予算措置）
3. LD等の発達障害のある児童生徒のための教科用特定図書に関する調査研究を引き続き拡充して実施すること。
4. 国立国会図書館で計画されているデジタルアーカイブ事業と連携し、同図書館に納本済みを含めすべての検定教科書のデジタル化(デジタイズ化など)及び音声化に取り組むこと。

以上

【参考資料】 山岡理事（JDDネット副代表）のメール

Monday, June 29, 2009 1:20 AM

JDDネット、理事各位

「改正著作権法」が成立し、平成22年1月1日より施行されることとなりましたので、全国LD親の会では、6/15付けで、添付と同様の内容で要望書を文部科学省に提出しました。

今回の改正では、「聴覚障害等（視覚や聴覚による表現の認識に障害がある場合）」について、字幕を付与したビデオ・DVD等、インターネットのストリーム配信や通信衛星による放送コンテンツについて、利用を聴覚障害者だけでなく、知的障害者、発達障害者（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等のある人。以下同じ）、高次脳機能障害者等も利用できるようになる可能性があります。また、ディスレクシアのある人がデジタイズ図書を利用できる可能性があります。しかし、改正著作権法では、聴覚障害等、視覚障害等の範囲が定められていないため、今後、文部科学省による政令、省令、告示等により範囲が定められる可能性があり、「範囲について、極力広くしていただきたい」というのが要望の1番目であり、最大の要望事項です。

なお、この件については、国会の討議の中では、文化庁は発達障害等も入れられるようにしたいと答弁しています。

また、検定教科書のデジタル化については、多大な労力と経費がかかることから、なかなか需要に追いついていない状況にあり、国立国会図書館で計画されているデジタルアーカイブ事業の中で、検定教科書のデジタル化（デジタイズ）も取り組んでほしいという要望が4番目です。この件についても、国立国会図書館の館長は前向きな発言をされています。

この件は、LDだけでなく、デッスレクシア（NPOエッジ）や聴覚認知に困難を持つ発達障害児にも関係するため、全国LD親の会だけでなく、JDDネットからも要望書の提出をお願いしたいと思っております。

この著作権法の改正等に関しては、社会福祉法人日本身体障害者団体連合会等の20団体位からなる「障害者放送協議会」という団体で運動してきており、全国LD親の会かにも10年位前から委員を出して、活動を続け、ようやく法改正にこぎつけたものです。

（JD、日本自閉症協会、育成会、全国LD親の会等も加盟）

<http://www.normanet.ne.jp/~housou/>

この著作権法関係については、下記に分かりやすく解説されています。

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/h21_shiho_01/pdf/sankoushiryo_3.pdf

特にご異議なければ、JDDネットとして要望書を提出させていただきたいと思っております。ご意見などありましたら、7/4までにご意見を願います。よろしく願います。

山岡 修（ヤマオカ シュウ）

日本発達障害ネットワーク 副代表（JDDネット）

写

契: 25.5.16
12-18

郵便物等配達証明書

受取人の 氏名	日本障害者ネットワーク(JDDネット) 事務局 理事長 市川 宏伸 様
お問い合わせ 番号	141-54-20608-0 号

上記の郵便物等は、**25**年**5**月**16**日に
配達しましたので、これを証明します。

日本郵便株式会社

日本郵便株式会社 芝郵便局

日 付 印
芝
25.5.16
12-18